



第 40 回例会報告 (4月28日)

【出席報告】

・会員数	52名	・出席数	29名	・欠席数	23名
・当日出席率	66.66%	・前々回修正出席率	100%		

<欠席会員> 青野(淳)、藤田、檜垣(圭)、檜垣(巧)、平尾、冠、小堀、栗西、桑森、松木、越智(務)、大澤、竹田、藤堂
 (免除会員) 青野、原田、門田、松本、宮本、村上、野間、白石、八木
 <4/14 欠席補填>(4/3 米山)松木 (4/4 今治北)原、檜垣(圭)、檜垣(賢)、久米、村上(裕)、越智(健)、越智(務)
 (4/12 今治南)檜垣(巧)、竹田、田中

幹事報告・次週5月5日(木)は休会となっております。次回例会は5月12日(木)地区協議会報告です。5月8日(日)開催の地区協議会へご出席の皆様は、どうぞ宜しくお願いいたします。

・今治市緑の募金推進協議会より緑の募金ご協力のお届けがありました。バッジと羽根 500 円程度、羽根 150 円程度となっております。ご協力お願いいたします。

親睦活動委員会・ゴルフ同好会・第3回今治 RC 親睦ゴルフ大会の結果をご報告いたします。優勝 飯忠悟会員、2位 西本信保会員、3位 吉武誠治会員、ベスグロ 西本信保会員でした。

大分類別卓話 大分類:保険・証券 小分類:損害保険

田中悟会員:地震保険についてお話させていただきます。地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失によって保険の目的が一部以上の損害を被った場合に保険金をお支払いするものです。この地震保険は単独では契約できず、主契約である火災保険にセットして契約する必要があります。次に、地震保険の対象は居住用建物およびそれらの建物に収容されている家財に限られています。これは、地震保険が被災者の生活安定に寄与することを目的としているためです。従って、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・書画・骨とう品・彫刻物その他の美術品や通貨・有価証券・預貯金証書・印紙・切手その他これらに類するもの、自動車、設計書・図案・帳簿その他これらに類するもの、商品・営業用什器・備品その他これらに類するものは地震保険の対象には含まれず、地震保険をつけることはできません。では、地震保険で契約できる保険金額はいくらかと言いますと、主契約である火災保険の保険金額の30%~50%の範囲内で決めていただくことになっており、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額になっています。支払方法は3種類で、「全損」「半損」「一部損」のみです。これに至らない損害の場合、保険金は支払われません。損害の認定基準は、建物については「全損」が地震等により被害を受け、主要構造部の損害額がその建物の時価50%以上となった場合、または、焼失もしくは流失した部分の床面積がその建物の延床面積の70%以上となった場合です。「半損」は同じく主要構造部の損害額がその建物の時価20%以上50%未満となった場合、または、焼失もしくは流失した部分の床面積がその建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合です。「一部損」は同じく主要構造部の損害額がその建物の時価3%以上20%未満となった場合、または、地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合です。一方、家財については、「全損」が地震等により被害を受け、損害額がその家財の時価80%以上となった場合で、「半損」が30%以上80%未満、「一部損」が10%以上30%未満になった場合です。次に、地震保険の総支払限度額についてお話しします。地震によってどのような巨大な損害が発生するか予測できないことから、「地震保険に関する法律」において、1回の地震等による地震保険金の総支払限度額を定めています。この総支払限度額は5兆5,000億円となっています。この金額を万一超過した場合は、個々にお支払いする地震保険金は保険金総額に対する割合でそれぞれ削減されることがありますが、関東大震災級の地震が発生した場合でもこの金額を超えることがないようにこの金額は設定されています。支払うべき保険金の総額が5兆5,000億円を超え、支払うべき保険金を削減する恐れがある時は、損害保険会社は支払うべき保険金の一部を概算払いし、支払うべき保険金が確定した後にその差額を支払うことになっています。



次回例会 (5月12日)

【地区協議会報告】

<会員誕生祝> 檜垣 巧氏 (5/16)
 <結婚記念祝> 西本 信保氏 (5/14) 八木 祐氏 (5/14)
 [笹]